

「経営安定資金（新型コロナウイルス感染症対策枠）」の取扱いについて

羽後信用金庫（理事長 伊東富男）は、新型コロナウイルスの感染症拡大の影響を受けている事業者様をご支援するために、このたび新設された秋田県制度融資「経営安定資金（新型コロナウイルス感染症対策枠）」の取扱いを開始しますので、下記のとおりお知らせします。

なお、当金庫では、2月20日より「新型コロナウイルスならびに少雪対策に関する相談窓口」を設置しており、引き続き、新型コロナウイルス感染症、今冬の少雪により影響を受けている県内事業者様の相談、金融支援に努めてまいります。

記

1. 概要

名 称	経営安定資金（新型コロナウイルス感染症対策枠）
ご利用いただける方	次の要件を満たす中小企業者 （1）秋田県内に事業所を有し、1年以上継続して同一事業を営んでいること （2）新型コロナウイルスの感染症拡大に伴い、直近3か月間の受注高または売上高が前年同期に比べ減少していること ※直近3ヶ月間の受注高または売上高の実績が確定していないときは、直近1か月間の実績とその後の2か月間を含む3か月間、または直近2か月間の実績とその翌月を含む3か月間の見込みとすることができる
お使いみち	運転資金・設備資金
ご融資金額	5,000万円以内（経営安定資金通常枠8,000万円とは別枠）
ご融資期間	10年以内（2年以内の据置期間を含む）
ご融資利率	1.15%（セーフティネット4号認定の場合） 1.35%（上記以外の場合）
保証料率	0.68%（セーフティネット4号認定の場合） 0.56%（セーフティネット5号認定の場合） 0.35%～1.40%（上記以外の場合）
保証人	法人企業様：代表者1名、 個人事業主様：原則不要
セーフティネット4号、5号認定要件	（1）セーフティネット4号 突発的災害（自然災害等）の発生に起因して、原則として最近1か月間の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後の2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同月に比して20%以上減少することが見込まれる場合 （2）セーフティネット5号 指定業種に属する事業を行っており、最近3か月間の売上高等が前年同期比5%以上減少の場合